

別添 2 生乳流通改善緊急事業

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号。以下「畜安法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号で定める第 1 号対象事業を行う対象事業者のうち、同号イに規定する生乳生産者団体であって畜安法第 10 条第 1 項に規定する指定事業者として指定を受けている者とする。

第 2 事業の内容

事業実施主体は、次の 1 及び 2 の取組を実施する。

1 生乳流通改善緊急対策

トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制が導入されること等による今後の集送乳経費の上昇に対応するため、農業協同組合又は農業協同組合連合会と連携し改善策の策定等集送乳経費の合理化に取り組む事業実施主体は、第 3 の 1 に規定する交付対象者に対し、奨励金を交付するものとする。

2 生乳流通改善緊急対策推進

1 の事業の円滑な推進を図るための必要な会議の開催、調査・指導等

第 3 事業の要件等

1 奨励金の交付対象者

この事業の奨励金の交付対象となる者は、事業実施主体に生乳の販売を委託した者（以下「委託者」という。）とする。

2 奨励金単価

奨励金の単価は、別表 1 の区分に応じた単価の欄に掲げる額とする。

3 交付対象となる数量

奨励金の交付対象となる数量（以下「支払対象数量」という。）は、委託者が生産した加工原料乳の数量として当該事業実施主体が算出する数量とする。

4 支払対象数量の上限

補助の対象となる事業実施主体の支払対象数量の総和の上限は、畜安法第 7 条第 1 項の規定に基づき認定された当該年度の加工原料乳の数量の総和とする。

5 奨励金の交付

事業実施主体は、奨励金の単価に委託者ごとの支払対象数量を乗じて得た

金額（１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を当該委託者に対し、遅滞なく交付するものとする。

6 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) 委託者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和６年１月１９日付け５畜産第２２５８号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、事業申請時に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、全ての委託者から当該チェックシートを収集し、当該委託者が各取組を実施する旨を事業実施主体のリストに記載して当該リストを第６の１に定める別紙様式第１号のバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（生乳流通改善緊急事業）補助金交付申請書（以下、別添２において「補助金交付申請書」という。）に添えて理事長に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。

7 奨励金の不交付及び返還

- (1) 事業実施主体は、委託者がこの要綱の規定に従わない場合には、当該委託者に対し、５に定める補助金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、当該委託者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該委託者に対して５に定める奨励金を交付せず、又は既に交付した奨励金を返還させることができるものとする。

第４ 事業の実施

1 集送乳経費の合理化計画の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、地域の実態を踏まえて、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、発荷主事業者等が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（令和５年６月経済産業省・農林水産省・国土交通省策定）を踏まえ、集送乳に係る改善策等を規定した合理化計画を作成・実施の上、第６の１に定める補助金交付申請書に添えて理事長に提出するものとする。なお、既に当該計画を作成している場合で、内容に変更がない場合には添付を省略できるものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表3に定める補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費（同表に定める補助対象経費に限る。）につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号のバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（生乳流通改善緊急事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号のバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（生乳流通改善緊急事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業費の30パーセントを超える増減

（3）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

（1）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

（2）事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号のバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（生乳流通改善緊急事業）概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに別紙様式第4号のバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（生乳流通改善緊急事業）実績報告書（以下、別添2におい

て「実績報告書」という。)を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号のバター・脱脂粉乳需給不均衡・生乳流通改善緊急事業(生乳流通改善緊急事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合(事業実施主体自らの仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めることができるものとする。

(別表 1) 奨励金の単価

区分	単価
1 畜安法第 7 条第 1 項の規定に基づき認定された、令和 6 年度の加工原料乳の数量（以下この表及び別表 2 において「認定数量」という。）の総和が 3, 3 0 0 千トンを超えない部分の数量まで	生乳 1 キログラム当たり 0. 0 7 円
2 認定数量の総和が 3, 3 0 0 千トンを超える部分の数量	生乳 1 キログラム当たり 0. 0 7 円に別表 2 により算出される係数を乗じて得た額の小数第 3 位以下を切り捨てて得た額

(別表 2) 係数

区分	係数
1 認定数量の総和が 3, 3 0 0 千トンを超えて 3, 3 6 5 千トンまでの場合	1. 0 0 0
2 認定数量の総和が 3, 3 6 5 千トンを超えて 3, 4 3 0 千トンまでの場合	以下の算定式により算出される値の小数第 4 位を切り捨てて得た値 $\left[\frac{(\text{支払対象上限数量 (3,430千トン)} - 3,300\text{千トン})}{(\text{加工原料乳数量の総和と3,430千トンのいずれか少ない数量 (}\beta\text{トン)} - 3,300\text{千トン})} \right] \times 1/2$ (注) 係数を計算する場合は、小数第 4 位以下を四捨五入すること。
3 認定数量の総和が 3, 4 3 0 千トンを超える場合	1 / 2

(別表 3)

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 生乳流通改善緊急対策	事業実施主体が支払対象数量に応じて奨励金を交付するのに要する経費	定額(ただし、支払対象数量に応じて生乳 1 キログラム当たり 0. 0 7 円以内とする。)
2 生乳流通改善緊急対策推進	事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を行うために要する経費	定額

別紙様式第 1 号

令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業) を実施したいので、バター・脱脂粉乳需給不均衡及び
生乳流通改善緊急事業実施要綱別添 2 の第 6 の 1 の規定に基づき補助金
円を交付されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業) 実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備 考
		機構補助金 ②	その他 ③	
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託
費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載する
こと。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付資料

- (1) 定款
(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
(3) みどりのチェックシート（畜産）の一覧

※添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業) 実施計画

1 集送乳経費の合理化計画

別添のとおり

2 生乳流通改善緊急事業

(1) 支払対象数量等

都道府県 又は地域	委託者数 (人)	支払対象数量 (k g)	交付額 (円)	積算根拠

(注1) 都道府県又は地域別に記載すること。

(注2) 奨励金の単価は、支払対象数量に応じて、別表1に掲げるものとする。

(2) 事業推進

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
計							

別紙様式第2号

令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あったバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業(生乳流通改善緊急事業)の実施について、下記の理由により変更したいので承認されたく、バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業(生乳流通改善緊急事業)の実施について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業実施要綱別添2の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

(単位:円、%)

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注:それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金種類 ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第4号

令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業(生乳流通改善緊急事業)について、下記のとおり実施したので、バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業実施要綱別添2の第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業(生乳流通改善緊急事業) 実績書」のとおり。
別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。

3 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ②	差引 精算払 請求額 ①－②	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金 ①	その他			
合計								

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 預金種類 ○○預金

(3) 口座番号

(4) 口座名義

別紙様式第5号

令和 年度バター・酪脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
(生乳流通改善緊急事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業(生乳流通改善緊急事業)補助金について、バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業実施要綱別添2の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

4 補助金返還相当額（３－２）

金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料